

〔 6 農 産 第 3 3 4 5 号
令和 7 年 1 月 16 日
農林水産事務次官依命通知 〕

改正 令和 8 年 1 月 7 日 7 農産第3428号
改正 令和 8 年 4 月 7 日 7 農産第4661号
改正 令和 8 年 8 月 28 日 8 農産第2252号

(趣旨)

第1 我が国の農業は、国民への食料の安定供給という重大な使命に加え、地域社会の活力の維持、国土及び自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、我が国の経済社会の均衡ある発展と豊かでゆとりのある国民生活の実現のために欠かすことのできない重要な役割を果たしている。

一方、近年における世界の食料需給の変動や農業従事者の減少、耕作放棄地の増加に対応し、農産物の供給能力の維持や生産体制を一層強化することが早急に必要である。

このため、令和 6 年 5 月 29 日に改正法が成立した食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）に基づき、今後、食料安全保障の強化や、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展、農村の振興等の政策分野について新たな食料・農業・農村基本計画を策定することとしており、同計画に基づく、生産性や収益力を向上する等の農業の構造転換の実現に向け、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化の促進を図る取組を支援する。

(通則)

第2 新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件（平成 18 年 6 月 20 日農林水産省告示第 881 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第3 補助金は、第 1 の趣旨を踏まえ、第 1 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる事業（以下「都道府県整備事業」という。）に要する経費を都道府県に交付し、第 2 号及び第 3 号に掲げる事業（以下「直接採択事業」という。）に要する経費を直接採択事業の交付を受ける者（以下「直接採択事業者」という。）に交付するものとする。

- (1) 共同利用施設の再編集約・合理化（都道府県整備事業）
- (2) 共同利用施設の再編集約・合理化（麦・大豆ストックセンターの再編集約・合理化）
（直接採択事業）（以下「麦・大豆ストックセンターの再編集約・合理化」という。）
- (3) 共同利用施設の再編集約・合理化（砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化）
（直接採択事業）（以下「砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化」という。）
- (4) 再編集約・合理化の更なる加速化（都道府県整備事業）
- (5) 被災した共同利用施設の再編集約・合理化（都道府県整備事業）

(事業の内容等)

第4 都道府県整備事業及び直接採択事業（以下「補助事業」という。）の事業内容、取組主体、採択要件及び補助率についてはそれぞれ別表1に掲げるとおとする。このほか、補助事業は別記1から5までに定める基準を満たしていなければならないものとする。

ただし、災害等緊急的に対応する必要がある事案が生じた場合、別表1に定めるもののほか、緊急に別記5に定める事業を実施することができるものとする。2 取組主体は、補助事業を実施するに当たっては、過剰とみられるような共同利用施設の整備を排除するなど、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

(交付の対象及び補助率)

第5 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表2に定めるところによる。

(申請手続)

第6 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、都道府県整備事業にあつては別記様式第1号ー1、直接採択事業にあつては別記様式第1号ー2による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を別表2の経費の欄に掲げる事業ごとに、それぞれ対応した交付決定者の欄に掲げる者（以下「交付決定者」という。）に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第7 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、交付決定者（申請先が大臣の場合にあつては、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。））が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第8 交付決定者は、第6第1項の規定による交付申請書の提出があつたときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業を実施する都道府県知事又は直接採択事業者（以下「都道府県知事等」という。）に対しその旨を通知するものとする。

2 第6第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第9 都道府県知事等は、第6第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第8第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を交付決定者に提出しなければならない。

(契約等)

第10 直接採択事業者は、直接採択事業の一部を第三者に委託する場合は、交付決定者にあらかじめ届け出なければならない。

2 直接採択事業者は、直接採択事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、直接採択事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 3 直接採択事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

（債権譲渡等の禁止）

- 第11 直接採択事業者は、第8第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、交付決定者の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

- 第12 都道府県知事等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ都道府県整備事業にあっては別記様式第3号－1、直接採択事業にあっては別記様式第3号－2による変更等承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第13に規定する軽微な変更を除き補助金額の増額を伴う変更を含む。
（2）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第13に規定する軽微な変更を除く。
（3）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 都道府県知事等は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項の規定に準じて交付決定者の承認を受けることができる。

- 3 交付決定者は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更）

- 第13 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表2の重要な変更欄に掲げるもの以外とする。

（事業遅延の届出）

- 第14 都道府県知事等は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに都道府県整備事業にあっては別記様式第4号－1、直接採択事業にあっては別記様式第4号－2により事業遅延届を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって同項の届出書の提出に代えることができる。

（状況報告）

- 第15 都道府県知事等は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、都道府県整備事業にあっては別記様式第5号－1、直接採択事業にあっては別記様式第5号－2により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、都道府県整備事業にあっては別記様式第6号－1、直接採択事業にあっては別記様式第6号－2により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項の規定による報告のほか、交付決定者は、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（概算払）

- 第16 都道府県知事等は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、都道府県整備事業にあっては別記様式第6号－1、直接採択事業にあっては別記様式第6号－2による概算払請求書を交付決定者及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書の規定に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

- 2 都道府県知事は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合において、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

（実績報告）

第 17 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、都道府県整備事業にあつては別記様式第 7 号－1、直接採択事業にあつては別記様式第 7 号－2 のとおりとし、都道府県知事等は、補助事業が完了したとき（第 12 第 1 項の規定による廃止の承認があつたときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の 6 月 10 日）までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

- 2 都道府県知事等は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに都道府県整備事業は別記様式第 8 号－1、直接採択事業は別記様式第 8 号－2 により作成した年度終了実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

- 3 第 6 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事等は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第 6 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事等は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を都道府県整備事業にあつては別記様式第 9 号－1、直接採択事業にあつては別記様式第 9 号－2 の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあつた日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 18 交付決定者は、第 17 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、都道府県知事等に通知するものとする。

- 2 交付決定者は、都道府県知事等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は 90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

第 19 都道府県知事等は、第 18 第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があつたこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 17 第 1 項の規定に準じて提出するものとする。

- 2 交付決定者は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 18 第 1 項の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。

- 3 第 18 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

第 20 交付決定者は、第 12 第 1 項第 3 号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 8 第 1 項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 都道府県知事等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 都道府県知事等が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 都道府県知事等が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 交付決定者は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 18 第 3 項の規定を準用（括弧書きを除く。）する。

（財産の管理等）

- 第 21 都道府県知事等は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

- 第 22 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
- 2 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 5 号の大臣が定める財産は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のソフトウェアとする。
- 3 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 4 都道府県知事等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第 6 第 1 項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第 8 第 1 項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。
- (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。
 - (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- 6 第 4 項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（残存物件の処理）

第 23 直接採択事業者は、直接採択事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を交付決定者に報告しその指示を受けなければならない。

(補助金の経理)

第 24 都道府県知事等は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 都道府県知事等は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して同項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

3 都道府県知事等は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前 2 項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 10 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前 3 項及び第 25 の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金調書)

第 25 都道府県知事等(地方公共団体に限る。)は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 11 号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第 26 都道府県知事は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、第 12 から第 15 まで、第 17、第 19 第 1 項、第 20、第 21、第 24 及び第 25 (第 25 は間接補助事業者が地方公共団体の場合に限る。)の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。

(2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、都道府県知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により都道府県知事による間接補助金の交付の決定をもって都道府県知事の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

(3) 前号の規定による都道府県知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県知事に納付させることがあること。

2 都道府県知事は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2) 間接補助事業者は、前号の規定により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第 2 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

- 3 都道府県知事は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 4 都道府県知事は、第1項第2号の規定により承認をしようとする場合は、あらかじめ交付決定者の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、第8第1項の規定による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に交付決定者の承認を受けたものとする。
- 5 都道府県知事は、第1項第3号の規定により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、同項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 7 都道府県知事は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

(事業実施状況の報告)

- 第27 都道府県知事等が行う事業実施状況の報告については、別記1から5までにより行うものとする。

(事業の評価)

- 第28 都道府県知事等が行う補助事業の評価の報告については、別記1から5までにより行うものとする。

(指導等)

- 第29 国及び都道府県知事が行う指導等については、別記1から5までにより行うものとする。

(委任)

- 第30 補助事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農産局長が別に定めるところによる。

(その他)

- 第31 本事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

附 則

この要綱は、令和7年1月16日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和8年1月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお、従前の例による。

ただし、改正前の要綱第3の(2)の再編集約・合理化の更なる加速化については、改正後の要綱別記4の規定によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和8年8月28日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお、従前の例による。

別表 1 (第 4 関係)

メニュー	取組主体	採択要件	補助率
1 共同利用施設の再編集約・合理化 別記 1 に定める以下の施設の整備等の取組について支援する。 ア 育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 ク 農作物被害防止施設 ケ 生産技術高度化施設 コ 種子種苗生産関連施設 サ 有機物処理・利用施設 シ 油糧作物処理加工施設 ス バイオディーゼル燃料製造供給施設 セ 農業廃棄物処理施設	取組主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 農業者の組織する団体（別記 1 に定めるものをいう。） (4) 公社 （地方公共団体が出資している法人をいう。） (5) 土地改良区 (6) 消費者団体及び市場関係者（別記 1 に定めるものをいう。） ただし、野菜の取組を対象とした産地管理施設の整備に限るものとする。 (7) 事業協同組合連合会及び事業協同組合（別記 1 に定めるものをいう。） (8) 食品事業者 以下のアからエまでのいずれかの場合に限るものとする。 ア 米粉製品、大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売（以下「製造等」という。）を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合 イ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの種子種苗生産関連施設、育苗施設、集出荷貯蔵施設、製糖及びでん粉製造過程で排出される未利用資源の堆肥化等に必要な有機物処理・利用施設を整備する場合 ウ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が病害虫まん延防止対策の取組を行う場合 エ 国産麦類・豆類を安定的に供給できる体制の構築を目的とする事	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間 150 日以上）をいう。以下同じ。）が、5 名以上であること。 (2) 別記 1 に定める成果目標の基準を満たしていること。 (3) 別記 1 に定める面積要件等を満たしていること。 (4) 修繕・更新に係る積立計画を策定していること。 (5) 原則として、総事業費が 5 千万円以上であること。	事業費の 1 / 2 以内（ただし、別記 1 に定める場合には、別記 1 に定める補助率以内）とする。

	業者が集出荷貯蔵施設のうちストックセンターを整備する場合 (9) 民間事業者（別記 1 に定めるものをいう。） ただし、別記 1 の第 3 の 4 の（１）のエの農産物の輸出を行う場合に限る。 (10) 中間事業者（別記 1 に定めるものをいう。） ただし、国産原材料サプライチェーンを行う場合の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設及び種子種苗生産関連施設の整備に限るものとする。 (11) 流通業者（別記 1 に定めるものをいう。） ただし、麦類・豆類、果樹及び野菜の取組を対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限るものとする。 (12) 特認団体（別記 1 に定めるものをいう。） (13) コンソーシアム（別記 1 に定めるものをいう。）		
2 麦・大豆ストックセンターの再編集約・合理化 別記 2 に定める以下の施設の整備等の取組について支援する。 ア 穀類乾燥調製貯蔵施設 イ 集出荷貯蔵施設	取組主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 農業者の組織する団体（別記 2 に定めるものをいう。） (4) 公社 （地方公共団体が出資している法人をいう。） (5) 土地改良区 (6) 事業協同組合連合会及び事業協同組合（別記 2 に定めるものをいう。） (7) 食品事業者 以下の場合に限るものとする。 国産麦類・豆類を安定的に供給できる体制の構築を目的とする事業者が集出荷貯蔵施設を整備する場合	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間 150 日以上）をいう。以下同じ。）が、5 名以上であること。 (2) 別記 2 に定める成果目標の基準を満たしていること。 (3) 別記 2 に定める面積要件等を満たしていること。 (4) 修繕・更新に係る積立計画を策定していること。 (5) 原則として、総事業費が 5 千万円以上であること。	事業費の 1 / 2 以内

	(8) 中間事業者(別記2に定めるものをいう。) 国産原材料サプライチェーンの取組を行う場合に限るものとする。 (9) 流通業者(別記2に定めるものをいう。) 集出荷貯蔵施設に限るものとする。 (10) 特認団体(別記2に定めるものをいう。) (11) コンソーシアム(別記2に定めるものをいう。)	と。	
3 砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化 別記3に定める以下の施設の整備等の取組について支援する。 ア 精製糖工場等 イ 国内産いもでん粉工場 ウ 製粉工場等	取組主体は、次に掲げる者とする。 (1) アについては、精製糖企業、製糖企業、化工でん粉製造企業、糖化製品製造企業 (2) イについては、農業協同組合連合会、農業協同組合、ばれいしょでん粉製造企業、かんしょでん粉製造企業、廃棄施設協議会(別記3に定めるものをいう。) (3) ウについては、製粉企業、精麦企業、麦茶製造企業(別記3に定めるものをいう。)	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 別記3に定める成果目標の基準を満たしていること。 (2) 修繕・更新に係る積立計画を策定していること。 (3) 原則として、総事業費が5千万円以上であること。	事業費の1/2以内
4 再編集約・合理化の更なる加速化 都道府県若しくは市町村又はその両方が1の取組の補助対象経費の一部を負担する取組について支援する。	取組主体は、1の取組主体と同様とする。	1の取組について都道府県若しくは市町村又はその両方が一部を負担すること。	補助率は、1の取組の補助対象経費のうち都道府県若しくは市町村又はその両方が負担する額の1/2以内とする(ただし、1の取組の国庫補助金額の1/10又は1/6を補助上限とする。)

別表 2 (第 5 及び第 13 関係)

区 分	経 費	補助率	交付決定者	重要な変更	
				経費の配分の 変更	事業内容の変更
I 都道府 県整備事 業 (新基本計 画実装・農 業構造転 換支援整 備費補助 金)	1 事業費 (1) 共同利用施設の再 編集約・合理化に要 する経費	1/2 以内 (ただ し、別記 1 に定 める場合にあつ ては、別記 1 に 定める補助率と する。)	北海道にあつて は北海道農政事 務所長、沖縄県 にあつては内閣 府沖縄総合事務 局長、その他の 都府県にあつて は当該都府県の 区域を管轄する 地方農政局長 (以下「地方農 政局長等」とい う。)	1 経費の 欄に掲げ る I の 1 及び I の 2 の相互 間におけ る経費の 増減	1 取組主体の名 称の変更
	(2) 再編集約・合理化 の更なる加速化に要 する経費	1/2 以内		2 補助率 が異なる 経費ごと の相互間 における 経費の増 減	2 事業の中止又 は廃止
	2 附帯事務費 I の 1 の経費に係る 事業の実施に関し、都 道府県事業計画の承認 及び事業の推進に必要な 事務並びに指導監督 及び調査検討を行うの に要する経費	1/2 以内			3 経費の欄に掲 げる I の 1 及び I の 2 のそれぞ れの経費の事業 費の 30% を超え る増又は国庫補 助金の増
II 直接採 択事業 (新基本計 画実装・農 業構造転 換支援整 備費補助 金)	1 事業費 (1) 麦・大豆ストッ クセンターの再編 集約・合理化に要 する経費	1/2 以内	地方農政局長等 農林水産大臣	同一の施 設及び設備 の設計単位 ごとに次に 掲げる変更 又は国庫補 助金の増	1 取組主体の名 称の変更
	(2) 砂糖類・製粉等 加工施設の再編集 約・合理化に要す る経費	1/2 以内		(1) 事業費 又は国庫補 助金のそれ ぞれの経費 の相互間 における 30% を超える増 減	2 事業の中止又 は廃止
					3 事業費の 30% を超える増又は 国庫補助金の増
					4 事業費又は国 庫補助金の 30% を超える減
					5 施設及び設備 の変更

				(2) 工事雑 費以外の経 費から工事 雑費への流 用	
--	--	--	--	---	--

別記様式第1号－1（第6関係）

〇〇年度 新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金
（共同利用施設の再編集約・合理化及び再編集約・合理化の更なる加速化）交付申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱第6の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画（又は実績）
- 3 経費の配分及び負担区分

（1）

区 分	補助率	間接補助事業に 要する経費 （A）	負 担 区 分			備 考
			国庫補助金 （B）	都道府県 （C）	その他 （D）	
共同利用施設の再 編集約・合理化		円	円	円	円	
附帯事務費						
合 計						

（2）（1）の「共同利用施設の再編集約・合理化」の区分に加え、以下の区分を申請する場合

区 分	補助率	補助事業に 要する経費 （E）	負 担 区 分			備 考
			国庫補助金 （F）	都道府県 （G）	市町村 （H）	
再編集約・合理化 の更なる加速化		円	円	円	円	
合 計						

（注）1 補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。
2 （E）については、（1）区分「共同利用施設の再編集約・合理化」の間接補助事業に要する経費（A）のうち別記4の第2の5の（1）の

再編集約・合理化の更なる加速化の場合は補助対象経費の1/10、別記4の第2の5の(2)の再編集約・合理化の更なる加速化の強化の場合は補助対象経費の1/6を上限とすること。

3 (2)の事業を実施する場合、(2)の経費の負担区分は(1)のその他(D)に包含して記載することとし、都道府県(C)の負担区分は(G)又は(H)で負担する額以外について記載すること。

4 (1)の備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人(公共法人、公益法人等)又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

4 事業の完了予定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 添付書類

- (1) 補助金交付規程又は要綱
- (2) 外部へ委託する場合は、その委託契約書案
- (3) その他交付決定者が必要とする資料

(注)

- 1 別記1の第4の2の(1)の規定による妥当性協議終了時の事業内容から変更がある場合には、妥当性協議終了時の計画書の変更箇所を加筆修正(変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載)した該当資料ページを添付して提出すること。
- 2 申請の際の添付書類については、以前に実施した事業で提出された場合であって当該年度において既に提出している資料については、内容の改正等がない場合にあっては省略することができる。
- 3 5の添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第1号－2（第6関係）

〇〇年度 新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金（〇〇（注1））交付申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱第6の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画（又は実績）
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (B)	その他 (C)	
麦・大豆ストックセンターの再編集約・合理化 又は 砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化	円	円	円	
合 計				

（注）備考欄には、減額した消費税仕入控除税額を「減額した金額〇〇〇円」と記入すること。同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。
☐ 免税事業者
☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
☐ 地方公共団体の一般会計
☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5％超となることが確実に見込まれるもの

4 事業の完了予定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

- 5 添付書類
 - （1）事業実施計画書
 - （2）外部へ委託する場合は、その委託契約書案

(3) その他交付決定者が必要とする資料

(注)

- 1 ○○については、区分のいずれかを記載すること。
- 2 別記2の第4の1規定による妥当性協議終了時の事業内容から変更がある場合には、妥当性協議終了時の計画書の変更箇所を加筆修正（変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載）した該当資料ページを添付して提出すること。
- 3 別記3の第3の4の規定により応募した取組実施計画の事業内容から変更がある場合には、変更前後を容易に比較対照できるよう加筆修正した該当資料ページを添付して提出すること。
- 4 申請の際の添付書類については、以前に実施した事業で提出された場合であって当該年度において既に提出している資料については、内容の改正等がない場合にあつては省略することができる。
- 5 5の添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL 等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第2号（第10及び第26第2項第2号関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔（間接）補助事業者〕 殿

所在地
団体名
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約に係る競争入札等への参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。
また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- （注） 1 〇〇には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は課徴金に係る同法第62条第1項に規定する納付命令を受けた場合であつて、同一事案において他者が農林水産省の機関から当該契約の履行地域における指名停止の措置を受けた場合における当該公正取引委員会からの命令をいう。
ただし、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合には、この限りでない。
- 4 間接補助事業者に対する申立ての場合であつて、推進事業者等である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴することを求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

別記様式第3号－1（第12関係）

〇〇年度 新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金
（共同利用施設の再編集約・合理化及び再編集約・合理化の更なる加速化）変更等承認申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）
したいので、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱第12の規定に基づき申請する。

記（注2）

- （注）1 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 記の記載要領は、別記様式第1号－1の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。
- なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること（申請時以降変更のない場合は省略できる。）。

別記様式第3号ー2（第12関係）

〇〇年度 新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金（〇〇（注1））変更等承認申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注2）
したいので、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱第12の規定に基づき申請する。

記（注3）

- （注）1 〇〇については、別表1のメニュー欄に掲げる2又は3のいずれかを記載すること。
2 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
3 記の記載要領は、別記様式第1号ー2の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること（申請時以降変更のない場合は省略できる。）。

別記様式第4号ー1（第14関係）

〇〇年度 新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金
（共同利用施設の再編集約・合理化及び再編集約・合理化の更なる加速化）事業遅延届

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱第14の規定に基づき届け出る。

記

1. 事業担当者名〔代表〕（所属部局・職名）
2. 補助事業の内容及び進捗状況
3. （予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
4. 遅延に対して講じた措置
5. その他

- （注） 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
2 記の4は、遅延の場合にのみ記載し、遂行が困難となった場合は空欄とする。

別記様式第4号－2（第14関係）

〇〇年度 新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金（〇〇（注1））事業遅延届

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）（注2）ため、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱第14の規定に基づき届け出る。

記

1. 事業担当者名〔代表〕（所属部局・職名）
2. 補助事業の内容及び進捗状況
3. （予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
4. 遅延に対して講じた措置
5. その他

- （注）1 〇〇については、別表1のメニュー欄に掲げる2又は3のいずれかを記載すること。
2 括弧内は、該当するものを記載すること。
3 記の4は、遅延の場合にのみ記載し、遂行が困難となった場合は空欄とする。

別記様式第5号－1（第15関係）

〇〇年度 新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金
（共同利用施設の再編集約・合理化及び再編集約・合理化の更なる加速化）事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱第15の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

(1)

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日 までに完了したもの		〇年〇月〇日 以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
共同利用施設の再 編集約・合理化 附帯事務費	円	円	%	円		

(2) (1) の「共同利用施設の再編集約・合理化」の区分に加え、以下の区分を実施する場合

区 分	補助事業に要する経費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日 までに完了したもの		〇年〇月〇日 以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
再編集約・合理化 の更なる加速化	円	円	%	円		

- (注) 1 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第5号－2（第15関係）

〇〇年度 新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金事業（〇〇（注1））遂行状況報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱第15の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日 までに完了したもの		〇年〇月〇日 以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
麦・大豆ストック センターの再編集 約・合理化 又は 砂糖類・製粉等加 工施設の再編集約 ・合理化	円	円	%	円		

- （注） 1 〇〇については、区分のいずれかを記載すること。
- 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 4 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第6号-1 (第15及び第16関係)

〇〇年度 新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金
(共同利用施設の再編集約・合理化及び再編集約・合理化の更なる加速化) 概算払請求書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿
官署支出官〇〇 殿

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱第 16 の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により新基本計画実装・農業構造転換支援整備費補助金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

(1)

[illegible]

(2) (1) の「共同利用施設の再編集約・合理化」の区分に加え、以下の区分を実施する場合

区分	補助事業に要する経費	国庫補助金(A)	既受領額(B)		遂行状況報告 ○月○日 現在の出来高	今回請求額(C)		残額(A-(B+C))		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	○月○日現在の予定出来高	金額	○月○日までの予定出来高		
再編集約・合理化の更なる加速化	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

- (注) 1 下線部については、第 15 第 1 項ただし書の規定による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第6号ー2（第15及び第16関係）

〇〇年度 新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金（〇〇（注1））概算払請求書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿
官署支出官〇〇 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱第16の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により新基本計画実装・農業構造転換支援整備費補助金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。
また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	国庫補助金(A)	既受領額(B)		遂行状況報告 〇月〇日現在の出来高	今回請求額(C)		残額(A-(B+C))		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日現在の予定出来高	金額	〇月〇日までの予定出来高		
麦・大豆ストックセンターの再編集約・合理化 又は 砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

(注) 1 〇〇については、区分のいずれかを記載すること。
2 下線部については、第15第1項ただし書の規定による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

- 4 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第7号－1（第17第1項関係）

〇〇年度 新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金
（共同利用施設の再編集約・合理化及び再編集約・合理化の更なる加速化）実績報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱第17第1項の規定により、その実績を報告する。また、併せて精算額として下記のとおり補助金の交付を請求する。

記

新基本計画実装・農業構造転換支援整備費補助金 〇〇〇円

(1)

区 分	補助率	間接補助事業に 要した経費 (A)	負 担 区 分			備 考
			国庫補助金 (B)	都道府県 (C)	その他 (D)	
共同利用施設の再編集約・合理化		円	円	円	円	
附帯事務費						
合 計						

(2) (1)の「共同利用施設の再編集約・合理化」の区分に加え、以下の区分を実施した場合

区 分	補助率	補助事業に要し た経費 (E)	負 担 区 分			備 考
			国庫補助金 (F)	都道府県 (G)	市町村 (H)	
再編集約・合理化の 更なる加速化		円	円	円	円	
合 計						

- (注) 1 下線部は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。
2 補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。
3 (E)については、(1)区分「共同利用施設の再編集約・合理化」の間接補助事業に要する経費(A)の

- うち別記4の第2の5の(1)の再編集約・合理化の更なる加速化の場合は補助対象経費の1/10、別記4の第2の5の(2)の再編集約・合理化の更なる加速化の強化の場合は補助対象経費の1/6を上限とすること。
- 4 (2)の事業を実施する場合、(2)の経費の負担区分は(1)のその他(D)に包含して記載することとし、都道府県(C)の負担区分は(G)又は(H)で負担した額以外について記載すること。
- 5 (1)の備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
- 6 交付申請時に提出した計画書を添付すること。ただし、事業の実績が、交付申請の内容と同様の時は、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった」旨を加筆し、計画書の添付は省略すること。
- 7 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業計画書に変更箇所を加筆修正し添付すること。
- 8 間接補助事業者に対し、間接補助金を交付している場合にあっては、間接補助金を交付した年月日を記載すること。
- 9 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写し(地方公共団体に限る。)及び確認のための資料(出来高設計書及び財産管理台帳の写し等)を添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。
(経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。)
- 10 外部へ委託した場合は、委託契約書の写しを添付すること。

別記様式第7号－2（第17第1項関係）

〇〇年度 新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金（〇〇（注1））実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱第17第1項の規定により、その実績を報告する。

また、併せて精算額として下記のとおり補助金の交付を請求する。

記

新基本計画実装・農業構造転換支援整備費補助金 〇〇〇円

区 分	総事業費 (A)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (B)	その他 (C)	
麦・大豆ストックセンターの再編集約・合理化 又は 砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化	円	円	円	
合 計				

- (注) 1 〇〇については、区分のいずれかを記載すること。
- 2 下線部は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。
- 3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
- 4 交付申請時に提出した計画書を添付すること。ただし、事業の実績が、交付申請の内容と同様の時は、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった」旨を加筆し、計画書の添付は省略すること。
- 5 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業計画書に変更箇所を加筆修正し添付すること。
- 6 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写し（地方公共団体に限る。）及び確認のための資料（出来高設計書及び財産管理台帳の写し等）を添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）
- 7 外部へ委託した場合は、委託契約書の写しを添付すること。

別記様式第8号－1（第17第2項関係）

〇〇年度 新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金
（共同利用施設の再編集約・合理化及び再編集約・合理化の更なる加速化）年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱第17第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況
(1)

区 分	交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額		完了予定 年月日
	間接補助事業に要する経費 (A)	補助金額	(A)のうち 年度内支払済額	概算払 受入済額	事業費	補助金額	
共同利用施設の再編集約・合理化	円	円	円	円	円	円	
附帯事務費							
合 計							

(2) (1) の「共同利用施設の再編集約・合理化」の区分に加え、以下の区分を実施する場合

区 分	交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額		完了予定 年月日
	補助事業に要する経費 (B)	補助金額	(B)のうち 年度内支払済額	概算払 受入済額	事業費	補助金額	
再編集約・合理化の更なる加速化	円	円	円	円	円	円	
合 計							

(注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）。

2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。

別記様式第8号－2（第17第2項関係）

〇〇年度 新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金（〇〇（注1））年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱第17第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額		完了予定 年月日
	総事業費 (A)	補助金額	(A)のうち 年度内支払済 額	概算払 受入済額	事業費	補助金額	
麦・大豆ストックセンターの再編集約・合理化 又は 砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化	円	円	円	円	円	円	
合 計							

- (注) 1 〇〇については、区分のいずれかを記載すること。
- 2 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）。
- 3 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。

別記様式第9号ー1（第17第4項関係）

〇〇年度 新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金
（共同利用施設の再編集約・合理化及び再編集約・合理化の更なる加速化）の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった補助金について、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱第17第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 （〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額）	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入れ控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注） 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、取組主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- （1）消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
- （2）付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- （3）3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

（注） 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、取組主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- ・取組主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第9号ー2（第17第4項関係）

〇〇年度 新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金（〇〇（注1））の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった補助金について、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱第17第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 (〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入れ控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注） 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、取組主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- （1）消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
- （2）付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- （3）3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- （4）補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

（注）1 〇〇については、別表1のメニューに掲げる2又は3のいずれかを記載すること。

2 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、取組主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- ・取組主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第10号 (第24関係)

財 產 管 理 台 帳

都道府県（市町村）名又は直接採択事業者名

[illegible]

(注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。

3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。

4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

5 再編集約・合理化の更なる加速化の取組を行う場合には、各財産の負担区分について、本対策におけるメニューごとの内訳を記載すること。

別記様式第 11 号（第 25 関係）

〇〇年度
農林水産省所管

新 基 本 計 画 実 装 ・ 農 業 構 造 転 換 支 援 事 業 補 助 金 調 書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
			歳 入			歳 出							
事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫補助 金相当額	支出 済額	うち国庫補助 金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫補 助金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「事業名」欄には、補助事業の名称のほか、当該補助事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳-の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業に係る補助金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

別記3 砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化

第1 取組の概要

本要綱別表1のメニューの欄の3の別記3に定める施設の整備等とは、次に掲げるものとする。

1 再編集約に係る取組

再編集約に係る取組とは、複数の既存の砂糖類・製粉等加工施設及び設備（以下「施設等」という。）について、その機能を新たに編成し直し、又は集める等により整理することで管理・運営・利用等を効率化するため、これに必要となる施設等の新設整備、既存施設等の移設、増築及び改修（以下「改修等」という。）並びにこれらに伴う既存施設及び設備の解体、撤去、廃棄及びこれらに伴う整地（以下「廃棄等」という。）を行うこと（以下「再編集約」という。）をいい、本取組では、以下に掲げる（1）から（3）とする。

なお、再編集約の前後で施設数が減少すること又は同数であることとし、第3に定める再編集約・合理化計画（以下「再編計画」という。）及び修繕・更新に係る積立計画（以下「積立計画」という。）を策定するほか、本要綱に定めのある要件を満たすこととする。

（1）精製糖工場等の稼働率の向上等に資する施設等の改修等及び廃棄等

（2）国内産のばれいしょでん粉及びかんしょでん粉（以下「国内産いもでん粉」という。）

工場の処理能力の向上等に資する施設等の改修等及び廃棄等

（3）製粉工場等の体質強化に資する施設等の改修等及び廃棄等

2 合理化に係る取組

合理化に係る取組とは、一つの既存施設について、その機能を向上させることで管理・運営・利用等を効率化するため、これに必要となる施設の新設、既存施設の改修等及びこれらに伴う既存施設の廃棄等を行うこと（以下「合理化」という。）をいい、本取組では、製粉工場等の事業の多角化を目的とした施設等の合理化とする。その際、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、対象外とする。

なお、合理化の前後の施設数が同数であることとし、再編計画及び積立計画を策定するほか、本要綱に定めのある要件を満たすこととする。

第2 事業の内容等

1 取組主体

本要綱別表1のメニューの欄の3の取組主体の欄の別記3に定めるものとは、次のとおりとする。

（1）廃棄施設協議会は、次の要件を全て満たすこと。

ア 再編計画のうち、廃止を行う国内産いもでん粉工場施設に係る農業協同組合、農業者関係者等により構成されていること。

イ 本事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「廃止協議会規約」という。）が定められていること。

ウ 廃止協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

（2）製粉企業、精麦企業及び麦茶製造企業（以下「製粉企業等」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

ア 中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に定め

るものをいう。以下同じ。)であること。

イ 輸入麦及び民間流通麦(民間流通麦促進対策実施要領(平成11年9月1日付け11食糧業第596号(企画・加食・計画)食糧庁長官通知。以下「民間流通要領」という。))第2の2に定めるものをいう。)の買受実績について、直近3年の年間平均数量が、小麦で100トン以上又は大麦で10トン以上の製粉企業等であること。

ウ 取組主体は、原則として農業競争力強化支援法(平成29年法律第35号)に基づく事業再編計画の認定を併せて得ること。

エ 事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

2 取組の実施期間

取組実施期間は3年以内とする。

3 取組の実施基準等

(1) 取組主体が、自己資金若しくは他の助成により取組実施計画に記載のある取組を実施中又は既に終了しているものは、本事業の交付の対象外とする。

(2) 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致し、かつ、経済合理性のある規模としなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」(平成19年9月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知)及び「過大積算等の不当事態の防止について」(昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産省大臣官房長通知)によるものとする。

(3) 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表に掲げる耐用年数(以下「耐用年数」という。)がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存施設、資材の有効利用、事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築、併設等、合体施行若しくは直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」(令和3年6月15日閣議決定)の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

(4) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、交付の対象外とするものとする。

(5) 本事業において「改修」とは、成果目標の達成に必要となる新用途としての能力の発揮又は増強のための設備導入と一体的に行う改修(耐震化工事及び改修する中古施設(土地は含めないものとする。))の取得を含む。)であり、次に掲げる要件の全てを満たす場合に補助対象とすることができるものとする。

ア 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修の方が経済的に優れていること。

イ 改修を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上であり、かつ、内部設備の法定耐用年数以上であること。

ウ 補助事業等により取得した財産の改修を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「財産処分通知」という。)により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は、承認を受ける見込みであること。

(6) 本事業において「施設の廃止」とは、原則として、第3の2の(2)の再編計画において、再編集約の実施前後で同様の機能を有する場合であって、実施前に有した施設の機能が失われ、同機能を有した施設としての稼働を取りやめることをいう。その際、補助事業等により取得した施設の用途を変更する際には、あらかじめ財産処分通知に基づき財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている又は承認を受ける見込みであること。なお、過去に本事業で施設の廃止を行った施設については、本事業で再度廃棄等や中古施設として活用できないこととする。

(7) 本事業において第1の1の「施設数が減少すること」とは、第1の1の再編集約の取組において、取組実施計画における事業の実施前後で施設の廃止により施設数が減少することをいう。

(8) 廃棄等に係る残余財産相当額の補填を行うことができる。

ア 補助対象は、5の(2)に掲げる施設等(取得年月が明らかであって、その取得価額(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第126条及び第127条又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第54条及び第55条に規定する方法により算出した減価償却資産の取得価額をいう。)が単価20万円以上のものに限る。)の廃棄等をする際に、当該施設等について、耐用年数に応じて旧定率法(所得税法施行令第120条第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条第1項第2号ロに規定する旧定率法をいう。)又は定率法(所得税法施行令第120条の2第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条の2第1項第2号ロに規定する定率法をいう。)により減価償却を行った場合の当該施設等の未償却分の残余財産相当額(以下単に「残余財産相当額」という。)とし、耐用年数を超えている施設は補助対象としない。

イ 個人において使用され、又は法人において事業の用に供された中古資産については、当該中古資産が、当該工場等においてアの耐用年数以上に設定されている施設であって、かつ、アの要件を満たすものに限り補助対象とすることができる。

ウ 補助対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。

(ア) ア又はイの施設(以下「対象施設等」という。)を取得した営業年度(廃棄工場の営業年度又は事業年度等をいう。)における当該対象施設等の減価償却額は、当該対象施設等を取得した月にかかわらず、当該営業年度又は事業年度等の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。

(イ) 廃棄工場において、対象施設等と当該対象施設等についての資本的支出(所得税法施行令第181条又は法人税法施行令第132条に規定する資本的支出をいう。以下同じ。)に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、それぞれについて別個に減価償却を行っている場合にあっては、本体である当該対象施設等が耐用年数を超えている場合、当該資本的支出に係る部分の残余財産相当額については、補助対象とはしない。

(ウ) 対象施設等について資本的支出がなされ、当該対象施設等が耐用年数の期間内である場合には、当該対象施設等とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として区分し、それぞれについてア、イ並びにウの(ア)及び(イ)の規定に留意して補助対象経費を算出するものとする。

エ 対象施設等を売却して得た対価については、これを補助対象経費から控除する。ただし、再編計画が策定されている場合にあっては、策定された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに施設を売却した場合であって、当該施設等に係る対価がウの(ア)の規定に準じて算出した残余財産相当額を上回ったときは、その上回った額についても補助対象経費から控除するものとする。

(9) 廃棄等を行う場合には、次に掲げる要件のいずれも満たすこととする。

ア 原則、法定耐用年数を経過していること。ただし、法定耐用年数を経過していない場合であって、補助事業等により取得した財産の廃棄等を実施する際は、あらかじめ財産処分通知に基づき財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。

イ 廃棄設備等を売却する場合、売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいう。）については、これを補助対象経費から控除すること。

(10) 施設の附帯施設のみの整備は、補助対象外とするものとする。

(11) 環境負荷低減の取組

ア 取組主体は別紙様式第1号別添の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中（第2の2の取組の実施期間中を言う。以下同じ。）に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを取組計画書の添付資料として提出するものとする。

また、事業完了後においては、実際に取り組んだ内容をチェックした上で、当該チェックシートを農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に提出し、及び保管するものとする。

なお、取組主体が、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第21条の規定に基づく国内産糖交付金又は第35条の規定に基づく国内産いもでん粉交付金の交付を受ける者であり、当該交付金の交付申請手続において、チェックシートを既に提出している場合、その報告及び保管によって代えることができるものとする。

イ 国は、環境負荷低減の取組を実施したかどうかを確認するものとする。

(12) 本事業により施設を整備する場合にあつては、「自然災害リスクへの対応に係る取組の強化について」（令和5年3月31日付け4地第318号・4農産第5309号・4畜産第2826号・4経営第3175号農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官、農産局長、畜産局長及び経営局長連名通知）を踏まえ、ハザードマップの確認や農業版事業継続計画（Business Continuity Plan:BCP）等の策定等により、事業実施地域の災害リスクを十分に認識するとともに、災害への備えに万全を期することで、災害時の被害の最小化が図られるように努めるものとする。

また、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあつては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、取組主体は、第8の3に定める事業実施状況報告書の提出に併せて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

4 上限額

取組実施計画の上限要望額は、1年度当たり15億円とする。

5 補助対象経費及び補助対象施設の基準等

(1) 交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについては、本要綱に定めるほか、「新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金のうち共同利用施設の再編集約・合理化（砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化）に係る交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和8年1月7日付け7農産第4014号通知）を用いるものとする。

(2) 補助対象施設の基準は、次のとおりとする。

施設	補助対象基準
精製糖工場等	廃棄等 1 再編計画において、廃棄の対象となっている工場等の原料の受入段階から製品の出荷段階までの製造施設・建物の廃棄・撤去

	に要する経費（他の工場等への譲渡に係る経費を除く。）とする。 なお、廃棄工場の設備等を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、再編計画が作成されている場合にあっては、作成された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。）については、これを補助対象経費から控除する。また、補助対象経費には、工場等の廃棄後の整地（舗装等を行っていない更地にする 場合に限る。）に係る経費も含めることができるものとする。 2 廃棄等に係る残余財産相当額の補填
国内産いもでん粉工場	改修等 再編計画において、製造コストの削減等に向けた効率的な加工体制等を構築するために施設等の整備を行うこととしている工場等における次に掲げる施設等の整備に要する経費とする。 1 対象施設 原料入荷設備、洗糖・分蜜設備、洗浄・ろ過設備、濃縮・結晶設備、製品分蜜・乾燥設備、包装設備、製品出荷設備、副産物処理設備、その他精製糖等の製造に必要となる設備、制御室及び製造施設等を覆うために必要な建築物 2 その他 機械器具設備及び上屋等の設備に係る設計費及び諸経費
	廃棄等 1 再編計画において、廃止の対象となっている工場等の原料の受入段階から製品の出荷段階までの製造施設・建物の廃止・撤去に要する経費（他の工場等への譲渡に係る経費を除く。）とする。 なお、廃止工場の設備等を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、再編計画が作成されている場合にあっては、作成された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。）については、これを補助対象経費から控除する。また、補助対象経費には、工場等の廃止後の整地（舗装等を行っていない更地にする 場合に限る。）に係る経費も含めることができるものとする。 2 廃棄等に係る残余財産相当額の補填
	改修等 再編計画において、製造コストの削減等に向けた効率的な加工体制等を構築するために施設等の整備を行うこととしている工場等における次に掲げる施設等の整備に要する経費とする。 1 製造施設等 受入、洗浄、製造、計量、保管・貯蔵、搬送、排水・污水处理、電気・動力、制御、配管、給水、ボイラー、換気・空調、分析等に係る設備その他国内産いもでん粉の製造に必要な設備の整備 2 排水処理等施設 沈砂池、嫌気池、曝気池及び貯留池の整備 3 上屋等

	製造施設等を覆うために必要な建築物、制御室（機械設備を集中的に管理運営するための建築物）その他必要な建築物の整備 4 その他 製造施設等、排水処理等施設及び上屋等の整備に係る設計費及び諸経費
製粉工場等	廃棄等 1 再編計画において、施設等の廃棄・撤去を行うこととしている工場等の廃棄・撤去に要する経費（他の工場等への譲渡に係る経費を除く。）とする。 なお、廃棄工場の施設等を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、再編計画が作成されている場合にあっては、作成された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。）については、これを補助対象経費から控除する。また、補助対象経費には、製粉工場等の廃棄後の整地（舗装等を行っていない更地にする場合に限る。）に係る経費も含めることができるものとする。 2 廃棄等に係る残余財産相当額の補填 改修等 再編計画において、製造コストの削減等に向けた効率的な加工体制等を構築するために施設等の整備を行うこととしている工場等における次に掲げる施設等の整備に要する経費とする。 1 機械器具設備 受入、加水、製造、計量、保管・貯蔵、搬送、排水・汚水処理、電気・動力、制御、配管、給水、換気・空調、分析等に係る設備及びその他製粉、精麦及び麦茶の製造に必要な設備の整備 2 上屋等 製造施設等を覆うために必要な建築物、制御棟（室）（機械設備を集中的に管理運営するための建築物）及びその他必要な建築物の整備 3 その他 機械器具設備及び上屋等の整備に係る設計費及び諸経費 合理化・多角化 再編計画において、既存施設の廃棄等を行い、高付加価値化及び製造コストの削減に向けた事業の多角化のための施設等の整備を行うこととしている製粉工場等における次に掲げる施設等の整備に要する経費とする。 1 機械器具設備 麺、パン、プレミックスの製造に係る設備及びその他麦加工品の製造に必要な設備の整備 2 上屋等 改修等に準じる 3 その他 改修等に準じる

第3 事業実施の手続

1 取組実施計画の作成及び提出

取組主体は、別紙様式第1号－1から第1号－3により作成した取組実施計画及び2により策定した再編計画を農産局長に提出するものとする。

2 再編集約・合理化計画の策定

(1) 再編集約・合理化計画の趣旨

ア 精製糖工場等、国内産いもでん粉工場

製造施設等の再編集約・合理化により効率的な加工体制を構築し、製造コストの削減等による競争力の強化を図ることを旨とした計画とする。

イ 製粉工場等

国内産麦の持続的かつ安定的な受入体制を確立するため、製粉企業等において、既存の製造施設等を再編集約・合理化することにより、製造コストの削減、高付加価値化等を行い、もって効率的な加工体制を構築することを旨とした計画とする。

(2) 再編集約・合理化計画の作成

ア 取組主体は、別紙様式第2号－1又は第2号－2により再編計画を作成することとする。なお、再編計画については事業実施期間の3年以内の計画を含むものとし、目標年度までの利用に関する計画についてもあわせて記載することとする。

イ 再編計画の作成に当たっては、あらかじめ、関係各所と十分な調整及び協議を行った上で作成するものとする。

3 修繕・更新に係る積立計画の策定

(1) 趣旨

持続的な施設等の運営に当たっては、整備した施設等について計画的な積立等による修繕及び更新が必要である。そのため、本事業で整備する施設については、再編計画と整合した具体的な施設の修繕及び更新に係る資金の積立計画を策定することにより、施設の修繕・更新、適切な維持管理等に関する関係者の理解を醸成し、併せて適切な資金確保の見通しを立てることにより、当該施設の修繕、更新等に要する資金の計画的な確保を行うこととする。

(2) 留意事項

ア 取組主体は、施設の修繕及び更新に当たって、別紙様式第3号により施設の修繕・更新に係る積立計画を策定するものとする。なお、取組主体で独自に作成している計画がある場合は、本計画に代えることができる。

イ 積立計画の策定に当たっては、施設の修繕及び更新に必要な費用を策定時点の価額で見積もるものとする。その際、国費を前提とせず、現在の利用者世代と将来の利用者世代との負担の均衡を考慮し、積立てすべき水準を概定するものとする。

ウ 施設の修繕及び更新に要する費用の積立てを行うに当たっては、施設の管理の在り方、施設の修繕及び更新内容、積立水準、その必要性等について、受益者、関係者等と十分に議論することとする。

エ 積立計画の期間については、原則建物の耐用年数かつ長寿命化に係る修繕を含む期間とするが、精製糖工場等については、改修等を行った施設に限ることができる。

オ 積立計画については、おおむね5年ごとに将来像を見据えた計画となるよう見直すものとする。

4 公募方法

(1) 農産局長は、本事業の取組主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、当該公募に係る要領及び審査基準等を農産局長が別に定める選定審査委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。

- (2) 農産局長は、公募の実施により、応募者から提出のあった取組実施計画について、取組の内容及び成果目標が妥当であるか等について、委員会に意見を求め、採択優先順位の高い順に、予算の範囲内で補助金を交付することが妥当と認められる者を選定し、その審査結果を通知するものとする。

なお、委員会による指摘等がある場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した取組実施計画を提出することができることとするが、この場合にあっては、採択優先順位の変更は行わないものとする。

5 事業の着手

- (1) 事業の着手は、原則として、補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着手を行う場合は、取組主体は、あらかじめ農産局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した別紙様式第4号により作成した交付決定前着手届を農産局長に提出するものとする。

- (2) (1)のただし書の規定により交付決定前に本事業の着手を行う場合については、取組主体は、事業の内容が明確となってから、本事業の着工等を行うものとする。この場合において、取組主体は、交付決定を受けるまでの間に生じたあらゆる損失について、自己の責めに帰することを了知の上で行うものとする。

なお、取組主体は、補助金の交付決定前に着工した場合には、交付申請書の備考欄に着工年月日及び交付決定前着工届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 取組主体が(1)ただし書により補助金の交付決定前に本事業に着工しようとする場合には、農産局長は、取組主体に対し事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するとともに、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるように努めるものとする。

第4 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度（複数年度にわたって実施する事業にあっては事業完了年度とする。以下同じ。）の翌々年度とする。

第5 事業実施状況の報告等

- 1 取組主体は、本事業の事業の開始年度から目標年度までの間、毎年度の7月末日までに別紙様式第5号により実施状況報告書を作成し、農産局長に提出するものとする。その際、第3の2の規定により作成した再編計画及び第3の3の規定により作成した積立計画についても、併せて提出するものとする。ただし、事業の開始年度であって交付申請内容と同様の場合は当該報告を不要とする。
- 2 1の報告を受けた農産局長は、その内容について点検し、取組実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該取組主体に対して、適切な改善措置を講ずるものとする。

第6 事業の評価

- 1 取組主体は、取組実施計画の目標年度の翌年度に、取組実施計画に定められた目標年度における成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに、別紙様式第6号により第5の1の実施状況報告と併せて取組評価シートを第3の1の規定に準じて農産局長に報告するものとする。その際、第3の2の規定により作成した再編計画及び第3の3の規定により作成した積立計画の取組状況についても、併せて報告するものとする。

- 2 農産局長は、1の報告を受けた場合には、その内容について当該事業評価が再編計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を評価するものとする。なお、評価結果は、外部の有識者で構成される委員会に諮るものとし、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果をとりまとめるものとする。

また、評価に当たっては、必要に応じて取組実施計画書等との整合等を確認するものとする。

- 3 農産局長は、1の評価の結果、再編計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、取組主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。
- 4 3により農産局長から指導を受けた取組主体は、指導に基づき事業評価を実施し、速やかに農産局長に報告するものとする。
- 5 評価結果に基づく指導等

農産局長は、2による事業評価を実施した結果、取組実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合等、当初の取組実施計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断される場合には、取組主体に対し、必要な改善措置を指導し、別紙様式第7号に定める改善計画を作成させるものとする。この場合において、取組主体は、更に1年間目標年度を延長し、再度1の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては、取組主体に対し取組実施計画の成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、外部の有識者で構成される委員会において、妥当と判断された場合には、取組実施計画の成果目標を変更し（品目の変更等を含む。）、又は評価を終了することができることとする。

- (1) 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じており、自助努力のみでは改善が見込まれない場合
 - (2) 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合
- 6 その他

農産局長は、原則として、事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

第7 指導等

- 1 国は、地域の実態に即し、かつ、加工施設の管理者の自主性及び創意工夫を生かした本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県及び市町村と密接な連携を図りつつ、取組主体に対して必要な助言を行うことができるものとする。
- 2 国は、本事業の適正な執行を確保するため、取組主体に対し必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 3 国は、本事業の効果的かつ適正な執行を確保するため、本事業の実施状況等について、本事業の関係者以外の者の意見を聴取し、必要に応じ、その意見を本事業に反映させるものとする。

第8 関係機関との情報共有

国は、本事業の円滑な実施に資するため、必要に応じ、関係する都道府県との間で本事業に係る情報を共有するものとする。ただし、取組主体の構成員に都道府県が含まれる場合は、この限りではない。

第9 事業費の低減

本取組の実施に当たっては、取組主体は、過剰と受け取られかねない推進活動並びに施設及び設備の整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めなければならない。

第10 本事業の採択要件及び採択基準等

- 1 採択要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (1) 取組の内容が、次項3の成果目標に沿っていること。
 - (2) 取組の内容が本事業の趣旨に合致したものであること。
 - (3) 整備を予定している施設等が、次項3の成果目標の達成に直結するものであること。
 - (4) 整備対象である施設及び設備の能力・規模が本事業の取組主体の規模、過去の業績等に鑑みて適正であること。
- 2 個別の採択要件
 - (1) 精製糖工場等及び国内産いもでん粉工場の取組にあつては、1の他次の要件を満たすこと。

再編後の工場の販売経費を3%以上削減
 - (2) 製粉工場等の取組にあつては、1の他次の要件を満たすこと。
 - ア 第1の1又は2の取組を行う場合、取組主体の国内産麦引取量の増加
 - イ 第1の2の取組を行う場合、販売金額又は販売数量の5%以上向上。本取組において整備する施設等は、国内産麦を使用した製品を製造するものに限る。
 - ウ 本要綱別表1のメニューの欄の3の採択要件欄の(3)に定める総事業費に満たない場合にあっては、第3の2に定める再編計画が作成されており、農産局長が必要と認めた取組であること。
- 3 成果目標
 - (1) 精製糖工場等の成果目標
 - ア 再編後の製造コストを3%以上削減
 - イ 再編後の工場の稼働率が10%以上向上
 - (2) 国内産いもでん粉工場の成果目標
 - ア 再編後の製造コストを3%以上削減
 - イ 再編後の工場の稼働率が10%以上向上
 - (3) 製粉工場等の成果目標
 - ア 再編後の製造コストを5%以上削減（複数の製粉企業等による取組の場合、再編前の各工場の製造コストを加重平均した製造コストから7.5%以上削減）
 - イ 再編後の工場の稼働率が5ポイント以上向上（複数の製粉企業等による取組の場合、再編前の各工場の稼働率を加重平均した稼働率から7.5ポイント以上増加させ、70%以上とする。）
 - ウ 再編後の工場の製造量増加
 - エ 複数の製粉企業等による再編集約の取組のうち、製粉企業等の廃業を伴う取組の場合にあつては、アからウまでを適用せず当該取組に参加する製粉企業等が対象廃棄工場の契約済麦（民間流通要領に基づき締結したは種前契約の対象である国内産麦であつて、対象廃棄工場の廃棄前までに使用しなかったものをいう。）の全量引取及び取引先等商圏の継承
- 4 選定された取組実施計画のうち、複数年計画の取組実施計画については、継続事業の実施に要する国費相当分を優先的に割り当てるものとする。
- 5 各取組実施計画について、(1)及び(2)の観点で応募主体から提出された申請書類についてポイントを算定するものとする。
 - (1) 取組内容及び応募主体の適格性等

以下のアからウまでについて、担当職員が取りまとめた所見を参考とし、選定審査委員が採択候補となり得るか否か総合的に判断する。

 - ア 取組実施計画及び再編計画の妥当性

イ 申請経費の妥当性

ウ 応募主体の適格性

(2) 取組実施計画書の優先順位付けについては、次の指標により取組の効果をポイント化し、イの特別加算ポイントを加えたポイントの高い順に優先させる。

なお、合計ポイントが等しい取組実施計画書があった場合は、取組計画書における事業費に対する成果目標の効果が高い取組計画書を上位とする。

ア 指標

施設	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント
精製糖工場等	1	・再編後のトン当たりの製造コストを3%以上削減 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント
	2	・再編後の工場の稼働率が10%以上向上 18%以上・・・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・8ポイント 14%以上・・・・・・・・・・6ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント
	3	・取組を実施しようとする工場の能力が業界の中央値以上 中央値の180%以上・・・・10ポイント 中央値の160%以上・・・・8ポイント 中央値の140%以上・・・・6ポイント 中央値の120%以上・・・・4ポイント 中央値以上・・・・・・2ポイント
国内産いもでん粉工場	1	・別途策定する再編計画における工場の廃止であり、かつ、当該工場のでん粉原料用国内産いもの年間処理能力の向上 10万トン以上・・・・・・5ポイント 5万トン以上・・・・・・3ポイント 5万トン未満・・・・・・1ポイント
	2	・取組により、別途策定する再編計画の対象工場のうち廃棄を行わない工場全体の平均稼働率の向上 15%以上・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・3ポイント 10%未満・・・・・・1ポイント
	3	・再編後の製造でん粉トン当たりの製造コストを3%以上削減 7%以上・・・・・・・・・・10ポイント 6%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント

		3 %以上 2 ポイント
	4	・再編後の工場の稼働率が10%以上向上 22%以上 10 ポイント 19%以上 8 ポイント 16%以上 6 ポイント 13%以上 4 ポイント 10%以上 2 ポイント
製粉工場等 ※ 1、2、3	1	・廃棄、撤去の範囲 工場の全部の施設等（製粉業、精麦業、麦茶製造業の廃業に伴い施設等を廃棄する場合を含む。）・10 ポイント - 工場の一部の施設等 3 ポイント
	2	・他の製粉工場等による、対象廃棄工場の契約済麦の全量引取り及び取引先等商圏の継承（契約済麦の引取りが生じない場合を含む。） 10 ポイント
	3	・工場の廃棄及び一部の施設等の廃棄を行う工場数（工場の廃棄） 3 工場以上 10 ポイント 2 工場 7 ポイント 1 工場 5 ポイント （工場の一部施設等の廃棄） 2 工場以上 3 ポイント 1 工場 1 ポイント
	4	・再編後の製品重量当たりの製造コストを 5 %以上削減 15.0%以上（17.5%以上） 5 ポイント 12.5%以上（15.0%以上） 4 ポイント 10.0%以上（12.5%以上） 3 ポイント 7.5%以上（10.0%以上） 2 ポイント 5.0%以上（ 7.5%以上） 1 ポイント ※複数の製造企業等による取組実施計画においては、再編前の各工場の製造コストを加重平均した製造コストから7.5%以上削減することとし、（ ）内に対応するポイントを適用する。
	5	・再編後の工場における稼働率（※）を 5 ポイント以上増加 15.0 ポイント以上（17.5 ポイント以上） . . . 2.5 ポイント 12.5 ポイント以上（15.0 ポイント以上） . . . 2 ポイント 10.0 ポイント以上（12.5 ポイント以上） . . . 1.5 ポイント 7.5 ポイント以上（10.0 ポイント以上） . . . 1 ポイント

		5.0 ポイント以上 (7.5 ポイント以上) ・・・0.5 ポイント ※複数の製造企業等による取組実施計画においては、再編前の各工場の稼働率を加重平均した稼働率から7.5 ポイント以上増加させることとし、() 内に対応するポイントを適用する。
	6	・再編後の複数の工場における稼働率を70%以上とする。 80.0%以上・・・・・・・・・・2.5 ポイント 77.5%以上・・・・・・・・・・2 ポイント 75.0%以上・・・・・・・・・・1.5 ポイント 72.5%以上・・・・・・・・・・1 ポイント 70.0%以上・・・・・・・・・・0.5 ポイント ※①製粉工場＝〔年間加工数量(トン)÷(1日あたり(24 時間)の日産設備能力(トン)×25 日×12 ヶ月)(トン)〕×100 ②精麦・麦茶製造工場＝〔年間加工数量(トン)÷(加工総馬力数×5 kg(標準1馬力1時間あたりの加工能力)×24 時間×25 日×12 ヶ月÷1,000kg)(トン)〕×100
	7	・多角化した企業の販売金額又は販売数量が5%以上増加 25%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・3 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2 ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1 ポイント
	8	・再編後の工場の製造量増加 500トン以上・・・・・・・・・・2.5ポイント 250トン以上・・・・・・・・・・2 ポイント 100トン以上・・・・・・・・・・1.5ポイント 50トン以上・・・・・・・・・・1 ポイント 10トン以上・・・・・・・・・・0.5ポイント
	9	成果目標に対する現況値ポイント (製粉企業の場合) ・廃棄した施設等の日産設備能力の合計が50トン以上 250 トン以上・・・・・・・・・・2.5ポイント 200 トン以上・・・・・・・・・・2 ポイント 150 トン以上・・・・・・・・・・1.5ポイント 100 トン以上・・・・・・・・・・1 ポイント 50 トン以上・・・・・・・・・・0.5ポイント (精麦企業、麦茶製造企業の場合) ・廃棄した施設等の精麦用・麦茶製造用総馬力数の合計が100 馬力以上 1,000 馬力以上・・・・・・・・・・2.5ポイント 750 馬力以上・・・・・・・・・・2 ポイント

		500 馬力以上・・・・・・・・・・1.5ポイント 250 馬力以上・・・・・・・・・・1ポイント 100 馬力以上・・・・・・・・・・0.5ポイント
	※1 製粉工場等の廃棄・撤去（一部の施設等の廃棄・撤去を含む。）の場合は、類別1、4、5、6及び9を合計するものとする。 ※2 製粉業等の廃業を伴う製粉工場等の廃棄・撤去の取組と併せて、再編集約・合理化の取組を行う場合は、類別3～9の全てを合計するものとする。ただし、合理化の取組を行わない場合は、類別7は加算できないものとする。 ※3 製粉企業等の廃業を伴う廃棄・撤去及び取引先等商圏引継ぎの場合は、類別1、2及び9を合計するものとする。	

イ 特別加算ポイント

・取組主体が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合又は認定を受ける見込みがある場合・・・2ポイント
・取組主体の構成員が地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（同法第19条第3項の地図をいう。）に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれる場合、又は農地中間管理機構から農地を借り受けている場合・・・・・・・・・・2ポイント
・食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）における「安定取引関係確立事業活動計画」の認定を受けていること又は認定を受ける見込みがあるもの ・・・・・・・・・・2ポイント

- 6 取組実施計画の採択に当たっては、本要綱に照らして適正であること並びに効果的・効率的な事業実施の確保について審査を行い、取組実施計画を選定するものとする。
- 7 取組実施計画について、5の審査の結果、適正と判断される取組実施計画を合計ポイントの高い順に並べ、上限要望額から4に要する額を減じた額の範囲内で、ポイントが上位の取組実施計画から順に採択するものとする。
- 8 交付決定を受けた取組実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の取組実施計画で要望することはできないものとする。
ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。

第11 留意事項

- 1 取組主体は、本事業により整備した施設を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。
- 2 事業名等の表示
本事業により整備した施設には、本事業名等を表示するものとする。

第12 その他配慮すべき事項

取組ごとの留意事項については以下に定めるもののほか、農産局長が別に定めるところによるものとする。

1 周辺環境への配慮

施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

2 周辺景観との調和

施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該基幹施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

3 作業安全対策の実施

取組主体は、農作業従事者の安全の確保をするため、作業安全対策に係る取組状況の自己点検に努めるものとする。

4 労働環境に関する改善等の対応に努めるものとする。

5 建築基準法（昭和25年法律第201号）等の関係法令・規定等を遵守するものとする。

第13 補助金の返還

国は、本事業において導入した施設が取組実施計画に従って適切かつ効率的に利用されていないと判断され、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、既に交付された補助金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

新基本計画実装・農業構造転換支援事業
（砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化（精製糖工場等））
取組実施計画書
（実施状況報告書）

事業実施年度： 令和〇〇（西暦〇〇）～〇〇（西暦〇〇）年度

取組主体名：

（作成年月日： ）

1 取組実施主体の概要

(1) 名称、住所及び代表者の氏名

(2) 役員の氏名及び職名

(3) 担当者の氏名、職名及び連絡先（電話番号及びメールアドレス）

(4) 事業の主な内容

メニュー：砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化（精製糖工場等）

(5) みどりの食料システム法との連携

みどりの食料システム法に基づく計画認定の有無

(有 ・ 無)

(6) 地域計画との連携

地域計画のうち目標地図への位置付け又は農地中間機構からの農地の借り受けの有無

(有 ・ 無)

(7) 食料システム法との連携

安定取引関係確立事業活動計画認定の有無

(有 ・ 無)

2 事業の目的・効果等

事業の目的 (現状、取組の必要性等)	
事業の内容及び実施方法	
事業の効果	
事業のスケジュール	
事業の完了予定年月日	

3 事業計画（実績）

（１）総括表

	総事業費 (円)	年度別内訳									備考	
		〇〇（西暦〇〇）年度			〇〇（西暦〇〇）年度			〇〇（西暦〇〇）年度				
		総事業費			総事業費			総事業費				
		(円)	国庫補助金	その他	(円)	国庫補助金	その他	(円)	国庫補助金	その他		
整備事業												
精製糖工場等の再編集約（廃棄等）												
精製糖工場等の再編集約（改修等）												
合計												

注 1. 取組の実施期間が5年以内の施設を整備する場合は、必要に応じて欄を追加すること。

2. 「総事業費」は、補助対象にならない費用を含む事業費をいう。「補助対象経費」とは、補助対象となる費用のみをいう。

3. 「国庫補助金」は、「補助対象経費」に補助率2分の1を乗じた金額をいう。

(2) 取組施設説明細

実施事業名	工場名	事業実施予定工場				直近3年の操業実績		
		住所又は所在地	工場面積	日産処理能力	年間処理能力	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
精製糖工場等の再編集約 (廃棄等)			m ²	t	t	t	t	t
精製糖工場等の再編集約 (改修等)								

(3) 事業の内容

①精製糖工場等の再編集約（廃棄等）

工場名	廃棄予定設備	経費見込額			竣工予定 年月日
		廃棄・撤去経費	廃棄工場の残余財産 相当額の補填	計	
	(〇〇(西暦〇〇)年度)	円	円	円	
	(〇〇(西暦〇〇)年度)				
	(〇〇(西暦〇〇)年度)				

② 精製糖工場等の再編集約（改修等）

	No.	工場名	機械名	処理能力	規格・形式	設置 台数	総事業費 (円)	負担区分（円）			貸付けの詳細		竣工予定 年月日	コスト削減	事業実施に よる操業度 の向上		
								自己資金		国庫助成金	貸付機関名	貸付 時期				償還 年数	
								うち貸付金									
機 械	(〇〇（西暦〇〇）年度）																
														%→%	%→%		
	(〇〇（西暦〇〇）年度）																
	(〇〇（西暦〇〇）年度）																
	合計							0	0	0	0						
施 設	No.	工場名	施設名	構造・規格	着工予定 年月日	総事業費 (円)	負担区分（円）			貸付けの詳細		竣工予定 年月日					
	自己資金		国庫助成金	貸付機関名	貸付 時期	償還 年数											
	うち貸付金																
	(〇〇（西暦〇〇）年度）																
	(〇〇（西暦〇〇）年度）																
合計						0	0	0	0								
機械・施設の合計						0	0	0	0								

(4) 機械・施設の規模決定根拠

①	機械・施設名		製品名		使用工程					
	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	小計		
	処理量[t]							0.0		
								0.0		
								0.0		
	月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計	年間合計	
	処理量[t]							0.0	0.0	
								0.0	0.0	
								0.0	0.0	
選 定 根 拠										

	機械・施設名		製品名		使用工程					
	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	小計		
	処理量[t]							0.0		
								0.0		
								0.0		
	月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計	年間合計	
	処理量[t]							0.0	0.0	
								0.0	0.0	
								0.0	0.0	
選 定 根 拠										

注 1 この様式に準ずる既存書類（データ等）がある場合、その写しを添付してこれに代えることができる。

4 専門用語の説明

これまでの記述内容に関して専門用語がある場合は下記に説明を記載すること。

[illegible]

5 添付書類 （添付書類名を記載すること。）

- 1 再編集約・合理化計画書
- 2 廃棄施設等の図面
- 3 財産管理台帳
- 4 施設等の取得価格、取得年月日等が明らかになる資料
- 5 耐用年数対応の減価償却後の残余財産価額の積算根拠
- 6 施設等の設計図（平面図及び立面図）
- 7 改修等の設備の設置に伴う今後の販売先と販売製品の種類・販売量等が明らかになる資料
- 8 施設に関する運営管理規程
- 9 積立計画書
- 10 取組実施計画に記載した事業費の算出根拠（概算設計書、見積書等）
- 11 再編集約・合理化計画書等の内容を補足する資料
- 12 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート
- 13 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合又は認定を受ける見込みがあることが分かる資料
- 14 取組主体の構成員が地域計画のうち目標地図に位置付けられている、若しくは位置付けられることが確実と見込まれる場合、又は農地中間機構から農地を借り受けている場合は、そのことがわかる資料
- 15 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）に基づき、「安定取引関係確立事業活動計画」の認定を受けている場合又は認定を受ける見込みがあることが分かる資料

新基本計画実装・農業構造転換支援事業
（砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化（国内産いもでん粉工場））
取組実施計画書
（実施状況報告書）

事業実施年度： 令和〇〇（西暦〇〇）～〇〇（西暦〇〇）年度

取組主体名：

（作成年月日： ）

1 取組実施主体の概要

(1) 名称、住所及び代表者の氏名

(2) 役員の氏名及び職名

(3) 担当者の氏名、職名及び連絡先（電話番号及びメールアドレス）

(4) 事業の主な内容

メニュー：砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化（国内産いもでん粉工場）

(5) みどりの食料システム法との連携

みどりの食料システム法に基づく計画認定の有無

(有 ・ 無)

(6) 地域計画との連携

地域計画のうち目標値図への位置付け又は農地中間機構からの農地の借り受けの有無

(有 ・ 無)

(7) 食料システム法との連携

安定取引関係確立事業活動計画認定の有無

(有 ・ 無)

2 事業の目的・効果等

事業の目的 (現状、取組の必要性等)	
事業の内容及び実施方法	
事業の効果	
事業のスケジュール	
事業の完了予定年月日	

3 事業計画（実績）

（1）総括表

	総事業費 (円)	年度別内訳									備考	
		〇〇（西暦〇〇）年度			〇〇（西暦〇〇）年度			〇〇（西暦〇〇）年度				
		総事業費			総事業費			総事業費				
		(円)	国庫補助金	その他	(円)	国庫補助金	その他	(円)	国庫補助金	その他		
整備事業												
国内産いもでん粉工場の再編集約 (廃棄等)												
国内産いもでん粉工場の再編集約 (改修等)												
合計												

注 1. 「総事業費」は、補助対象にならない費用を含む事業費をいう。「補助対象経費」とは、補助対象となる費用のみをいう。

2. 「国庫補助金」は、「補助対象経費」に補助率2分の1を乗じた金額をいう。

(2) 取組施設明細

実施事業名	工場名	事業実施予定工場				直近3年の操業実績		
		住所又は所在地	工場面積 ㎡	日産処理能力 t	年間処理能力 t	〇〇年度 t	〇〇年度 t	〇〇年度 t
国内産いもでん粉工場の再編集約（廃棄等）								
国内産いもでん粉工場の再編集約（改修等）								

(3) 事業の内容

①国内産いもでん粉工場の再編集約（廃棄等）

工場名	廃棄予定設備	経費見込額			竣工予定 年月日
		廃棄・撤去経費 円	廃棄工場の残余財産 相当額の補填 円	計 円	
	(〇〇（西暦〇〇）年度)				
	(〇〇（西暦〇〇）年度)				
	(〇〇（西暦〇〇）年度)				

② 国内産いもでん粉工場の再編集約（改修等）

	No.	工場名	機械名	処理能力	規格・形式	設置 台数	総事業費 (円)	負担区分 (円)			貸付けの詳細		竣工予定 年月日	コスト削減	事業実施に よる操業度 の向上	
								自己資金	国庫助成金	貸付機関名	貸付 時期	償還 年数				
																うち貸付金
機 械	(〇〇 (西暦〇〇) 年度)														%→%	%→%
	(〇〇 (西暦〇〇) 年度)															
	(〇〇 (西暦〇〇) 年度)															
	合計							0	0	0	0					
施 設	No.	工場名	施設名	構造・規格	着工予定 年月日	総事業費 (円)	負担区分 (円)			貸付けの詳細		竣工予定 年月日				
	自己資金	国庫助成金	貸付機関名	貸付 時期	償還 年数											
						うち貸付金										
	(〇〇 (西暦〇〇) 年度)															
	(〇〇 (西暦〇〇) 年度)															
	合計						0	0	0	0						
機械・施設の合計						0	0	0	0							

(4) 機械・施設の規模決定根拠

①	機械・施設名		製品名		使用工程				
	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	小計	
	処理量[t]							0.0	
								0.0	
								0.0	
	月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計	年間合計
	処理量[t]							0.0	0.0
								0.0	0.0
								0.0	0.0
選 定 根 拠									

	機械・施設名		製品名		使用工程				
	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	小計	
	処理量[t]							0.0	
								0.0	
								0.0	
	月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計	年間合計
	処理量[t]							0.0	0.0
								0.0	0.0
								0.0	0.0
選 定 根 拠									

注 1 この様式に準ずる既存書類（データ等）がある場合、その写しを添付してこれに代えることができる。

4 専門用語の説明

これまでの記述内容に関して専門用語がある場合は下記に説明を記載すること。

[illegible]

5 添付書類 （添付書類名を記載すること。）

- 1 再編集約・合理化計画書
- 2 廃棄施設等の図面
- 3 財産管理台帳
- 4 施設等の取得価格、取得年月日等が明らかになる資料
- 5 耐用年数対応の減価償却後の残余財産価額の積算根拠
- 6 施設等の設計図（平面図及び立面図）
- 7 改修等の設備の設置に伴う今後の販売先と販売製品の種類・販売量等が明らかになる資料
- 8 施設に関する運営管理規程
- 9 積立計画書
- 10 取組実施計画に記載した事業費の算出根拠（概算設計書、見積書等）
- 11 再編集約・合理化計画書等の内容を補足する資料
- 12 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート
- 13 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合又は認定を受ける見込みがあることが分かる資料
- 14 取組主体の構成員が地域計画のうち目標地図に位置付けられている、若しくは位置付けられることが確実と見込まれる場合、又は農地中間機構から農地を借り受けている場合は、そのことがわかる資料
- 15 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）に基づき、「安定取引関係確立事業活動計画」の認定を受けている場合又は認定を受ける見込みがあることが分かる資料

新基本計画実装・農業構造転換支援事業
(砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化（製粉工場等）)

取組実施計画書
(実施状況報告書)

事業実施年度：令和〇〇（西暦〇〇）～〇〇（西暦〇〇）年度

都道府県・市町村名：

取組実施主体名：

新基本計画実装・農業構造転換支援事業
取組実施計画書

基本情報

取組主体名	〇〇〇〇製粉株式会社	都道府県名・市町村名	●●県▽▽市
-------	------------	------------	--------

1 事業の目的及び取組実施計画の基本的な方針

例) :

【取組方針:製粉工場等の廃棄】

△△地区(港)にある複数の製粉工場施設を集約するため、〇〇工場、〇〇工場を廃止する。

(注)「基本的な方針」については、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるかを具体的に記載すること。

2 事業の完了予定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 経費の配分及び負担区分

	総事業費 (円)			年度別内訳									備考
				〇〇（西暦〇〇）年度			〇〇（西暦〇〇）年度			〇〇（西暦〇〇）年度			
	総事業費			総事業費			総事業費						
	国庫補助金	その他	(円)	国庫補助金	その他	(円)	国庫補助金	その他	(円)	国庫補助金	その他		
整備事業													
①製粉工場等の再編集約（廃棄等）													
②製粉工場等の再編集約（改修等）													
③製粉工場等の合理化（多角化）													
合計													

（注）②及び③の整備を予定している施設等の能力・規模は、①の取組により廃棄、撤去した施設等の能力と比較して設備が過剰とならないとともに、取組主体の過去の販売数量及び原料買受数量等の実績からみて適正であること。

(1)収入の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
ア 国庫補助金	円	円	円	円	
イ その他					
合 計					

(2)支出の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

（注）区分の欄は、取組内容を記載する。

4 添付書類

再編合理化計画及びクロスコンプライアンスチェックシートを添付。

新基本計画実装・農業構造転換支援事業
実施状況報告書

基本情報

取組主体名	〇〇〇〇製粉株式会社	都道府県名・市町村名	●●県▽▽市
-------	------------	------------	--------

1 事業の目的及び取組実施計画の基本的な方針(取組実施計画書の1)

--

2 取組状況

事業完了年度 (○年度)	
1年後 (○年度)	
目標年度 (○年度)	

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(食品関連事業者向け)

氏名 (法人の場合は代表者名)

下記の農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための取組のうち、申請時に取り組む内容について、「申請時」の□欄に✓を記入してください。

	申請時 (します)	(1)適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	(2)適正な防除	報告時 (しました)
②	☐	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討 (再掲)	☐

	申請時 (します)	(3)エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	☐	工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないことを検討	☐
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	(4)悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(5)廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	☐	食品ロスの削減に努める	☐
⑧	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑨	☐	資源の再利用を検討	☐

	申請時 (します)	(6)生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑩	☐	生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑪	☐	排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐

	申請時 (します)	(7)環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑫	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑬	☐	関係法令の遵守	☐
⑭	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
⑮	☐	機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑯	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

再編集約・合理化計画書（兼取組状況報告書） （砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化（〇〇））

策定年度：令和〇〇（西暦〇〇）年度

目標年度：令和〇〇（西暦〇〇）年度

事業実施期間：令和〇〇（西暦〇〇）～〇〇（西暦〇〇）年度

取組主体名：

注：〇〇には、精製糖工場等又は国内産いもでん粉工場のいずれかを記載すること。

1. 取組主体の基本情報

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 設立年月日
- (5) 資本金等及び株主等別の内訳
- (6) 主な業務
- (7) 常時雇用する従業員数
- (8) 担当者連絡先(氏名、所属部署、職名、郵便番号、住所、電話番号、FAX、メールアドレス)

2. 事業の目的及び再編集約・合理化計画の基本的な方針

例): ○○会社が所有する2箇所の精製糖工場について、効率的な製造を図るため、△△工場を廃棄・撤去し、□□工場に再編統合する。
また、再編統合に伴う、原料の増加に対応するため、□□工場の増強・高度化により稼働率の向上を図り、製造コストを低減させる。

(注)「基本的な方針」については、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるかを記載すること。

3. 本取組の対象となる工場等の現状及び目標

(1) 本取組の対象となる工場等の現状（現状 ○○年度）

① 工場等の廃棄等

事業者名	工場名 (所在地)	処理能力 (トン／日)	原料加工数量 (トン／年間)	稼働率 (%)	製造コスト (円／製品トン)	従業員数 (人)	主な製造品目	施設における課題等
○○株式会社	□□工場 (○○市)							
計								

② 工場等の改修等(集約先)

事業者名	工場名 (所在地)	処理能力 (トン／日)	原料加工数量 (トン／年間)	稼働率 (%)	製造コスト (円／製品トン)	従業員数 (人)	主な製造品目	施設における課題等
○○株式会社	□□工場 (○○市)							
計								

(2)補助事業を活用した再編集約・合理化に係る計画

事業者名	工場名	事業内容			整備事業実施後の利用計画		備考
		1年目	2年目	3年目 (事業完了年度)	1年後	目標年度	
〇〇株式会社	〇〇工場						
△△株式会社	△△工場						
□□株式会社	□□工場						

注1:再編集約・合理化に取り組む全ての施設について記載すること。

注2:補助事業を活用する計画については該当部分を黄色塗りとし、事業を単年又は2年で実施する場合には不要な欄は「－」と記載すること。

注3:事業実施期間が異なる場合は適宜追加すること。

(3)本取組の対象となる工場等(集約先)の取組後の目標 (目標 〇〇年度)

事業者名	工場名	処理能力 (トン／日)	原料加工数量 (トン／年間)	稼働率 (%)	製造コスト (円／製品トン)	従業員数 (人)	主な製造品目	目標の数的根拠
〇〇株式会社	□□工場							
計								

その他期待される効果等

--

再編集約・合理化計画書（兼取組状況報告書） （砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化（製粉工場等））

策定年度：令和〇〇（西暦〇〇年度）

目標年度：令和〇〇（西暦〇〇年度）

事業実施期間：令和〇〇（西暦〇〇）～〇〇（西暦〇〇）年度

取組主体名：

都道府県・市町村名：

取組主体名：

都道府県・市町村名：

取組主体名：

都道府県・市町村名：

製粉工場等再編集約・合理化計画

基本情報

取組主体名	〇〇〇〇製粉株式会社	都道府県名・市町村名	●●県▽▽市
	△△△△製粉株式会社		●●県▽▽市
	□□□□製粉株式会社		●●県▽▽市

	取組主体名	〇〇〇〇製粉株式会社	△△△△製粉株式会社	□□□□製粉株式会社
	ホームページアドレス			
事業担当者名及び 連絡先	事業担当者氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	電話番号			
	FAX			
	E-mail			

1 事業の目的及び再編集約・合理化計画の基本的な方針

例) :

【取組方針:製粉工場等の廃棄】

△△地区(港)の○箇所の製粉工場施設について、合理化を図るため、○○株式会社等が所有する○
○サイロ及び△△株式会社が所有する△△△△を廃棄し△△製粉工場に再編統合する。また、地区
内(港)の○○体制の見直しを行い、各製粉工場施設の操業度の向上を図ることで、生産コストを低減
させる。

△△地区(港)にある複数の製粉工場施設を集約するため、○○工場、○○工場を廃止し、○○○○
に新たな工場を建設する。

廃止する工場において播種前契約していた国内産麦を、○○○○により円滑に引き取る。

(注)「基本的な方針」については、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるかを具体的に記載すること。

2 製粉工場等の現状及び目標

(1) 取組方針: 製粉工場等の再編集約(廃棄等)

a: 製粉工場等の廃棄、撤去

① 本計画の対象となる製粉工場等の現状 (現状 令和〇〇年度)

施設名	日産設備能力 (トン)	稼働率 (%)	製造コスト (円/トン)	従業員数 (人)	原料加工数量(トン)		小麦粉生産量 (トン)	施設における課題等
					外国産麦	国内産麦		
△△△△ (△△株式会社)								例) 工場施設の老朽化に伴い、修繕費等のコスト増。
□□□工場 (□□株式会社)								例) 操業度の低迷。
計 (○工場)								

② 本計画の対象となる製粉工場等の再編集約後の目標 (目標 令和□□年度)

施設名	日産設備能力 (トン)	稼働率 (%)	製造コスト (円/トン)	従業員数 (人)	原料加工数量(トン)		小麦粉生産量 (トン)	再編集約後の 製造計画 (トン)	再編集約内容
					外国産麦	国内産麦			
△△△△ (△△株式会社)									例) 取り壊し。
□□□工場 (□□株式会社)									例) △△△△(△△株式会社)を□□□工場(□□株式会 社)に再編集合理化。
計 (○工場)									

③ その他期待される効果等

(注1) 製粉工場等の廃棄及び撤去の対象は、製粉業、精麦業及び麦茶製造業の廃業に伴い施設等を廃棄する場合も含む。
(注2) 当該取組を実施するに当たり、取組主体の契約済麦の引取りが確実に行われること。
(注3) ①の欄については、原則、直近のデータとし、直近年が異常年であった場合は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均値を現状数値とすることができる。
(注4) ②の欄については、具体的な目標数値を記入すること。
(注5) 稼働率は、次式により算出すること。
製粉工場＝〔年間加工数量(トン)÷(1日あたり(24時間)の日産設備能力(トン)×25日×12ヶ月)(トン)〕×100
精麦・麦茶製造工場＝〔年間加工数量(トン)÷(加工総馬力数×5kg(標準1馬力1時間あたりの加工能力)×24時間×25日×12ヶ月÷1,000kg)(トン)〕×100

b: 対象廃棄工場の契約済麦の引取

① 本計画の対象となる製粉工場等の現状（現状 令和〇〇年度）

施設名	(参考) 外国産麦数量 (トン)	は種前契約数量(国内産麦〇〇年産)(トン)			は種前契約数量(国内産麦△△年産)(トン)			製品在庫数量 (トン)	施設における課題等
		未引取数量 (注1)	引取済数量		未引取数量(注1)	引取済数量			
			加工済数量	未加工数量 (注1)		加工済数量	未加工数量 (注1)		
□□□工場 (□□株式会社)									
△△△△ (△△株式会社)									
計 (○工場)									

② 本計画の対象となる製粉工場等の再編集約後の目標（目標 令和□□年度）

施設名	(参考) 外国産麦数量 (トン)	は種前契約数量(国内産麦)(トン)				製品在庫数量 (トン)	再編集約後の 製造計画 (トン)	再編集約内容
		引取済数量	未引取数量	再編集約対象企業からの 引取数量				
				未引取分	未加工分			
□□□工場 (□□株式会社)								
△△△△ (△△株式会社)								
計 (○工場)								

③ その他期待される効果等

（注1）引取対象となる契約済麦は、当該取組主体と生産者団体等との種前契約により引き取ることとなっていた国内産麦（未引取数量）の他に、当該取組主体が既に引き取っていたものの、使用しなかったもの（未加工数量）も含む。

（注2）②の欄については、具体的な目標数値及び商圏の継承に係る内容を記入すること。

(2)取組方針:製粉工場等の再編集約(改修等)

①本計画の対象となる製粉工場等の現状（現状 令和〇〇年度）

施設名	日産設備能力 (トン)	稼働率 (%)	製造コスト (円/トン)	従業員数 (人)	原料加工数量(トン)		小麦粉生産量 (トン)	施設における課題等
					外国産麦	国内産麦		
△△△△ (△△株式会社)								
□□□工場 (□□株式会社)								
計 (○工場)								

②本計画の対象となる製粉工場等の再編集約後の目標（目標 令和□□年度）

施設名	日産設備能力 (トン)	稼働率 (%)	製造コスト (円/トン)	従業員数 (人)	原料加工数量(トン)		小麦粉生産量 (トン)	再編集約後の 製造計画 (トン)	再編集約内容
					外国産麦	国内産麦			
△△△△ (△△株式会社)									
□□□工場 (□□株式会社)									
計 (○工場)									

③その他期待される効果等

(注1)製粉工場等の廃棄、撤去の取組による製粉工場等の廃棄(ただし、廃業に伴い施設等を廃棄する場合を含み、複数工場を有する製粉企業等が一部の工場を廃棄する場合を除く。)を併せて実施すること。

(注2)①の欄については、原則、直近のデータとし、直近年が異常年であった場合は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均値を現状数値とすることができる。

(注3)1取組計画当たりの総事業費が原則5千万円以上であること。

(注4)整備を予定している施設等の能力・規模は、(1)の取組により廃棄、撤去した施設等の能力と比較して設備が過剰とならないとともに、取組主体の過去の販売数量及び原料買受数量等の実績からみて適正であること。

(注5)②の欄については、具体的な目標数値を記入すること。

(3)取組方針:製粉工場等の合理化(多角化)

①本計画の対象となる製粉工場等の現状 (現状 令和〇〇年度)

施設名	日産設備能力 (トン)	稼働率 (%)	製造コスト (円/トン)	従業員数 (人)	原料加工数量(トン)		製品生産量 (トン)	施設における課題等
					外国産麦	国内産麦		
△△△△ (△△株式会社)								
□□□工場 (□□株式会社)								
計 (○工場)								

②本計画の対象となる製粉工場等の合理化後の目標 (目標 令和□□年度)

A欄

施設名	日産設備能力 (トン)	稼働率 (%)	製造コスト (円/トン)	従業員数 (人)	原料加工数量(トン)		製品生産量 (トン)	合理化後の 製造計画 (トン)	合理化内容
					外国産麦	国内産麦			
△△△△ (△△株式会社)									
□□□工場 (□□株式会社)									
計 (○工場)									

B欄

多角化した事業	製品日産設備 能力 (トン)	原料加工数量(トン)		製品生産量 (トン)	合理化後の 製造計画 (トン)	合理化内容
		外国産麦	国内産麦			
〇〇						
△△						
計						

③その他期待される効果等

- (注1)製粉工場等の多角化において対象となる施設等の整備は、国内産麦を使用した製品を製造するものに限り、その他事業に係る設備等の整備は対象としない。
- (注2)①の欄については、原則、直近のデータとし、直近年が異常年であった場合は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均値を現状数値とすることができる。
- (注3)1事業実施計画当たりの総事業費が原則5千万円以上であること。
- (注4)整備を予定している施設等の能力・規模は、(1)の取組により廃棄、撤去した施設等の能力と比較して設備が過剰とならないとともに、取組主体の過去の販売数量及び原料買受数量等の実績からみて適正であること。
- (注5)②の欄については、具体的な目標数値を記入すること。
- (注6)②のB欄については、製粉工場等の合理化により多角化した事業毎に記載すること。

3 再編集約・合理化のための事業計画

事業実施年度における具体的な事業内容

施設名	事業内容	実施(予定)年度	再編集約・合理化内容	備考
△△△△ (△△株式会社)	国内小麦(約〇〇トン/年)及び輸入小麦(約△△トン/年)を購入し、主にパン用に加工し販売等を行っている。	令和〇〇年度	〇〇サイロ施設(〇〇株式会社)及び△△(△△株式会社)を□□□工場(□□株式会社)に再編集約化。	
〇〇サイロ施設 (〇〇株式会社)	△△株式会社及び□□□株式会社からの委託を受け、国内小麦(約〇〇トン/年)及び輸入小麦(約△△トン/年)の保管を行っている。			

(注1)事業内容については、製粉工場等の再編集約であれば、①製粉業等の廃業を伴う製粉工場等又は施設等の廃業、撤去②製粉企業等の廃業を伴わない

製粉工場等の廃業、撤去③製粉工場等の一部の施設等の廃業、撤去が分かるように具体的に記載。

(注2)製粉工場等の改修等及び製粉工場等の多角化についても分かるように具体的に記載。

4 再編集約・合理化のための所要額

(1)取組方針:製粉工場等の再編集約(廃業等)

a:製粉工場等の廃業、撤去【該当にチェック】

☐ 製粉業等の廃業を伴う製粉工場又は施設等の廃業、撤去
☐ 製粉工場等の廃業を伴わない製粉工場等の廃業、撤去
☐ 製粉工場等の一部施設等の廃業、撤去

①施設等の廃業、撤去

(単位:円)

所有者名	廃棄施設又は設備	総事業費	補助対象経費	控除分	国庫補助	備考
消費税相当額						
計						
消費税相当額						
計						
合計	—					

(注1)「総事業費」とは、補助対象にならない費用を含む事業費をいう。「補助対象経費」とは、補助対象となる費用のみをいう。

(注2)控除分(廃業に係る製粉工場等の施設等を得た対価(取組実施計画が作成されている場合にあっては、作成された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。))については、「補助対象経費」から除く。

(注3)「国庫補助」は、「補助対象経費」に補助率2分の1を乗じた額。

②廃棄に係る製粉工場等の施設等の残余財産相当額の補填

(単位:円)

所有者名	廃棄施設又は設備	補助対象経費 (残余財産相当額)	国庫補助	備考
消費税相当額				
計				
消費税相当額				
計				
合計	—			

(注1)「総事業費」とは、減価償却を行った場合の当該施設等の残余財産相当額。

(注2)「国庫補助」は、「補助対象経費」に補助率2分の1を乗じた額。

b: 契約済麦の引取

対象廃棄工場からの契約済麦引取数量

所有者名	受入先施設	受入数量 (トン)

(2)取組方針:製粉工場等の再編集約(改修等)

(単位:円)

所有者名	設置する施設等の内容				総事業費	補助対象経費	国庫補助	工事予定期間	備考
	区分	面積・台数	単価	設置場所					
消費税相当額									
計									
消費税相当額									
計									
合計	—	—	—	—				—	

(注1)区分の欄には施設等が明らかになるよう記載すること。

(注2)建築工事に係る事業費の単価は、1㎡当たりの単価を記入すること。

(注3)「総事業費」とは、補助対象にならない費用を含む事業費をいう。「補助対象経費」とは、補助対象となる費用のみをいう。

(注4)「国庫補助」は、「補助対象経費」に補助率2分の1を乗じた額。

(3)取組方針:製粉工場等の合理化(多角化)

(単位:円)

所有者名	設置する施設等の内容				総事業費	補助対象経費	国庫補助	工事予定期間	備考
	区分	面積・台数	単価	設置場所					
消費税相当額									
計									
消費税相当額									
計									
合計	—	—	—	—				—	

(注1)区分の欄には施設等が明らかになるよう記載すること。

(注2)建築工事に係る事業費の単価は、1㎡当たりの単価を記入すること。

(注3)「総事業費」とは、補助対象にならない費用を含む事業費をいう。「補助対象経費」とは、補助対象となる費用のみをいう。

(注4)「国庫補助」は、「補助対象経費」に補助率2分の1を乗じた額。

5 事業の完了予定年月日

取組内容	年月日
(1) 製粉工場等の再編集約(廃棄等)	
(2) 製粉工場等の再編集約(改修等)	
(3) 製粉工場等の合理化(多角化)	

6 経費の配分及び負担区分

取組内容	総事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	その他	
(1) 製粉工場等の再編集約(廃棄等)	円	円	円	
(2) 製粉工場等の再編集約(改修等)	円	円	円	
(3) 製粉工場等の合理化(多角化)	円	円	円	

7 収支予算(又は精算)

(1)収入の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額) 円	前年度予算額 (又は本年度予算額) 円	比較増減		備考
			増 円	減 円	
1 国庫補助金					
2 その他					
合 計					

(2)支出の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額) 円	前年度予算額 (又は本年度予算額) 円	比較増減		備考
			増 円	減 円	
合 計					

(注)区分の欄は、取組内容を記載する。

8 添付書類

【共通】

- (1) 取組の詳細及び事業費の内訳の詳細が分かる資料。
- (2) 「現状数値」の詳細が分かる資料を添付。
- (3) 直近3年の原料玄麦購入実績が分かる資料を添付。
- (4) 契約済の麦引渡しを実施する場合は、は種前契約数量の詳細が分かる資料(年産、産地、銘柄、荷姿、契約価格、保管場所等)を添付。
- (5) 参考資料として各製粉工場施設等の位置がわかる当該地域の地図及び施設の設計図等を添付。
- (6) 複数の製粉企業等による取組の場合は、再編集約に係る関係者の意思決定が確認できる文書を添付。
- (7) 製粉工場等の再編集約(改修等)又は合理化(多角化)を実施する場合は、取組実施後の販売計画等及び施設・設備の管理運営規程等を添付。
- (8) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合又は認定を受ける見込みがあることを確認できる資料。
- (9) その他、取組実施計画書等申請書類の内容を補足する資料がある場合は、必要に応じて添付。
- (10) 修繕・更新に係る積立計画を添付。

【製粉工場等の再編集約(廃棄等)】

- (1) 取組実施計画に記載した施設の廃棄、撤去前の施設の状態(写真等)、及び所要額の見積り関係の資料。
- (2) 廃棄に係る製粉工場等の施設等の残余財産相当額が確認できるもの及び施設等の取得価格、取得年月日を確認できる資料。
- (3) 対象廃棄工場を所有する製粉企業等が国内産麦を所有している場合、契約済麦引取企業等が対象廃棄工場の契約済麦を引き取る際に必要となる流通経費(荷姿、輸送手段、輸送単価等)の確認資料。
- (4) 対象廃棄工場の商圈の引継ぎに関する資料。

【製粉工場等の再編集約(改修等)】

- (1) 取組実施計画において、整備する予定とされた施設等の詳細資料(見積、写真、カタログ、型式等)。

【製粉工場等の合理化(多角化)】

- (1) 1事業実施計画当たりの総事業の所要額及びその内訳が確認できるもの。

取組状況報告書

基本情報

取組主体名	〇〇〇〇製粉株式会社	都道府県名・市町村名	●●県▽▽市
-------	------------	------------	--------

	取組主体名	〇〇〇〇製粉株式会社
	ホームページアドレス	
事業担当者名及び連絡先	事業担当者氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	電話番号	
	FAX	
	E-mail	

1 事業の目的及び取組実施計画の基本的な方針

（注）取組実施計画の1の「事業の目的及び取組実施計画の基本的な方針」の内容を記載する。

2 製粉工場等の再編集約・合理化後の状況

(1) 取組方針: 製粉工場等の再編集約

a: 製粉工場等の廃棄、撤去

本計画の再編集合理化後の状況

施設名	日産設備能力 (トン)	操業度 (%)	製造コスト (トン/円)	従業員数 (人)	原料加工数量(トン)		小麦粉生産量 (トン)	再編集約後の 製造計画 (トン)	再編集約内容
					外国産麦	国内産麦			
△△△△ (△△株式会 社)									
□□□工場 (□□株式会 社)									
計 (○工場)									

再編集約により発揮された効果等

b: 契約済麦の引取
本計画の再編集集約後の状況

--

施設名	(参考) 外国産麦数量 (トン)	は種前契約数量(国内産麦)(トン)				製品在庫数量 (トン)	再編集約後の 製造計画 (トン)	再編集約内容
		引取済数量	未引取数量	対象廃棄工場からの引取数量				
				未引取分	未加工分			
□□□工場 (□□株式会社)								
△△△△ (△△株式会社)								
計 (○工場)								

再編集集約により発揮された効果等

--

(2)取組方針:製粉工場等の再編集約(改修等)
本計画の再編集約後の状況

施設名	日産設備能力 (トン)	操業度 (%)	製造コスト (トン/円)	従業員数 (人)	原料加工数量(トン)		小麦粉生産量 (トン)	再編集約後の 製造計画 (トン)	再編集約内容
					外国産麦	国内産麦			
△△△△ (△△株式会 社)									
□□□工場 (□□株式会 社)									
計 (○工場)									

再編集約により発揮された効果等

(3)取組方針:製粉工場等の合理化(多角化)
本計画の合理化後の状況

A欄

施設名	日産設備能力 (トン)	操業度 (%)	製造コスト (トン/円)	従業員数 (人)	原料加工数量(トン)		製品生産量 (トン)	合理化後の製造計画 (トン)	合理化内容
					外国産麦	国内産麦			
△△△△ (△△株式会社)									
□□□工場 (□□株式会社)									
計 (○工場)									

B欄

多角化した事業	製品日産設備能力 (トン)	原料加工数量(トン)		製品生産量 (トン)	合理化後の製造計画 (トン)	合理化内容
		外国産麦	国内産麦			
〇〇						
△△						
計						

合理化により発揮された効果等

3 再編集約・合理化における取組実績

再編集約・合理化事業実施計画期間中における具体的な取組実績

施設名	事業内容	実施(予定)年度	再編集約・合理化内容	備考
△△△△ (△△株式会社)	国内小麦(約〇〇トン/年)及び輸入小麦(約〇〇トン/年)を購入し、主にパン用に加工し販売等を行っている。	令和〇〇年度	〇〇サイロ施設(〇〇株式会社)及び△△(△△株式会社)を□□□工場(□□株式会社)に再編集合理化。	
〇〇サイロ施設 (〇〇株式会社)	△△株式会社及び□□□株式会社からの委託を受け、国内小麦(約〇〇トン/年)及び輸入小麦(約〇〇トン/年)の保管を行っている。			

4 実績額

取組内容	総事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	その他	
(1) 製粉工場等の再編集約(廃棄等)	円	円	円	
(2) 製粉工場等の再編集約(改修等)	円	円	円	
(3) 製粉工場等の合理化(多角化)	円	円	円	

(注)製粉工場等の廃棄、撤去の総事業費は、製粉工場等を売却して得た対価を控除した額とする。

5 その他(取組状況報告に必要な項目)

6 添付書類

- (1)取組の詳細及び事業費の内訳の詳細が分かる資料を添付。
- (2)再編集約・合理化後の「現状数値」の詳細が分かる資料を添付。
- (3)参考資料として各製粉工場施設等の位置がわかる当該地域の地図を添付。

別紙様式第3号（別記3第3の3関係）

修繕・更新に係る積立計画

取組主体名
代表者氏名

1 計画の目的

本積立計画は、砂糖類・製粉等加工施設について、修繕・更新に必要な費用の積立てを行うために必要な事項を定めるものである。

2 対象施設及び修繕・更新に係るスケジュール

新基本計画実装・農業構造転換支援事業において整備を実施する施設と、その施設の修繕・更新の予定時期及び費用は、次のとおりである。

年	対象施設	工事概要	予定総額 (A)	備考
令和○年○月	○○	新設	○○円	
令和○年○月	●●	△△の補修	○○円	
		メンテナンス	○○円	
...				
合計				

3 修繕・更新に係る費用における積立金の積立て・取崩しの計画

2の修繕・更新に要する費用については、以下のとおり支出することとする。

年	修繕・更新 の予定総額 (A)	Aのうち 積立金から の支出額	積立金 歳入額 (B)	積立金 残高	Aのうち 積立金 以外から の支出額 (C)	Cの内訳※
令和○年	○○円	○○円	○○円	○○円	○○円	
令和○年	○○円	○○円	○○円	○○円	○○円	
...						
合計	○○円	○○円	○○円		○○円	

※（C）については、取組主体により調達することとし、国費を前提とした記載としないこと。

4 積立金歳入額（B）の根拠

5 その他

6 積立計画の見直しに係るスケジュール

※実績報告及び評価時には、経過年度については実績を記入することとし、当初の目標を（ ）で記載することとする。また、将来の計画を変更して提出する場合には、変更した箇所が分かるように記載することとする。

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

取組主体名
代表者氏名

〇〇年度新基本計画実装・農業構造転換支援事業（砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化）交付決定前着手届について

新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱別記3の第3の5の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出る。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は、取組主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	総事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
	円			

別紙様式第 5 号（別記 3 第 5 の 1 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

取組主体名
代表者氏名

令和○年度新基本計画実装・農業構造転換支援事業（砂糖類・製粉等加工施設
の再編集約・合理化）実施状況報告書の提出について

新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱別記 3 の第 5 の 1 の規定（並
びに第 6 の 1 の規定）に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 令和○年度新基本計画実装・農業構造転換支援事業実施状況報告書
取組評価シート

- （注） 1 様式は、別記 3 の別紙様式第 1 号－ 1 から 3 に準ずるものとする。
2 必要に応じて、再編計画及び積立計画を添付すること。

取組評価シート

基本情報

取組主体名	
事業実施年度	○年○月○日 ~ ○年○月○日

1 取組の導入及び取組の経過

(1) 具体的な取組内容

(2) 成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容			
成果目標の達成状況		指標	達成率
目標値			
基準年（令和 年）			
目標年（令和 年）			%
改善計画実施結果			
(令和 年)			
取組の実施による効果			
取組実施計画の妥当性		(理由)	
適正な取組の執行		(理由)	

(注)

- 1 「成果目標の具体的な内容」の欄については、別紙様式第1号の取組実施計画に記載した内容を記載すること。
- 2 「成果目標の達成状況」については、算出の根拠となる資料を添付すること。
- 3 「改善計画実施結果」については、成果目標が達成されていない等により、農産局長から指導を受けた場合に記入すること。改善計画に2年以上取り組む場合は、欄を適宜追加すること。
- 4 「取組の実施による効果」については、取組の総評を記入し、整備事業を実施した場合は施設の活用状況についても記入すること。
- 5 「取組実施計画の妥当性」及び「適正な事業の執行」の欄については、取組が適切に実行された場合には1を、それ以外の場合には0を記入することとし、その理由をあわせて記入すること。

改善計画書

1 取組の導入及び取組の経過

2 当初の再編集約・合理化計画の目標が未達成である原因及び問題点

3 取組の実績及び改善計画

(改善計画は、1か年の計画とし、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

取組内容	目標	事業実施後の状況(実績)					改善計画		
		事業実施内容	基準年 (計画策定時) (〇〇年)	目標年 (〇〇年)	目標値	達成率 (%)	改善計画目標内容	達成年 (〇〇年)	達成率 (%)

4 改善方策

(問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5 改善計画を実施するための推進体制